水道料金算定の基本的な考え方について

法令等での考え方

○水道法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、 水道の基盤を強化することによって、<u>清浄にして豊富低廉な水の供給を図り</u>、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(供給規程)

- 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を 確保することができる公正妥当なものであること。
- → 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○水道法施行規則

(法第十四条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目)

- 第十二条 法第十四条第3項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水 道事業を経営する場合に係る同条第2項第一号に関するものは、次に掲げるも のとする。
 - 一 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して 算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたもので あること。

イ (省略)

口 (省略)

ハ (省略)

- 二 第十七条の四第1項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに 掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後まで の期間について算定されたものであること。
- 三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの<mark>適切な時期に</mark> 見直しを行うこととされていること。
- 四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を 通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水 道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

○ 水道料金算定要領 …… 公益社団法人 日本水道協会

(まえがき)

水道料金は、給水サービスの対価であるから、<u>できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう</u> 適正に定められなければならない。

(一部 省略)

そして料金が適正であるためには、

第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎となっていること。

第二に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。

第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は<mark>個別原価に基づき</mark> 算定されているものであること。

が必要である。

供給規程 ⇒ 岩内町水道事業給水条例

○岩内町水道事業給水条例

(料金)

第22条 料金は、別表第1に定める。

※ 別紙参照

○岩内町水道事業給水条例施行規程

(用途の分類)

第11条 条例別表第1中の用途の分類は、次のとおりとする。

- (1) 家事用 一般家庭用、アパート用及び寮用等で、次の各号に属さないもの
- (2) **業務用** 興行場法による<mark>興行場、クリーニング業法によるクリーニング所、理容師法による理容所、美容師法による美容所、食品衛生法施行令第35条に規定する営業施設、食品の製造販売行商等衛生条例第2条第5号に定める製造業の営業施設、病医院、診療所、神社、寺院、教会、下宿業、パチンコ屋、麻雀屋、ボーリング場、ダンスホール、貸車庫業、染物業及び洗張業、公衆浴場法による公衆浴場、その他これらに類するもので業務に使用するもの</mark>
- (3) <u>団体用</u> 官公署、学校、各種学校、集会所、会社等の事業所、営業所であつ て前号に属さないもの
- (4) 工業用 製造及び加工等のため、月の使用水量が50立方メートル以上のもの
- (5) 臨時用 工事用その他一時的に使用するもの
- 2 前項第2号に規定する食品衛生法施行令第35条に規定する営業施設及び食品の製造販売行商等衛生条例第2条第5号に定める製造業の営業施設のうち、1施設において月の使用水量が50立方メートル以上のものについては、前項第4号の工業用を適用する。

○岩内町水道事業給水条例

別表第1 水道料金表

		基本料金(1ヵ月	につき)	超過料金	
種類	用途	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
専用	家事用	10立方メートルまで	1,650円	1立方メートルにつき	220円
	団体用	10立方メートルまで	2,200円	50立方メートルまで	220円
				1立方メートルにつき	
				50立方メートルを超える	198円
				1立方メートルにつき	
	業務用	10立方メートルまで	2,200円	50立方メートルまで	220円
				1立方メートルにつき	
				50立方メートルを超える	198円
				1立方メートルにつき	
				公衆浴場用は50立方メートルまで	165円
				1立方メートルにつき	
				50立方メートルを超える	143円
				1立方メートルにつき	
				100立方メートルを超える	110円
				1立方メートルにつき	
	工業用	50立方メートルまで	11,000円	100立方メートルまで	220円
				1立方メートルにつき	
				100立方メートルを超える	198円
				1立方メートルにつき	
				200立方メートルを超える	176円
				1立方メートルにつき	
				300立方メートルを超える	154円
				1立方メートルにつき	
	臨時用			1立方メートルにつき	275円
共用	家事用	1世帯につき	880円		
船舶	岸壁給水		1 /0	1立方メートルにつき	220円

別表第2

手数料

区分	金額
管理者が給水装置工事の設計をするとき	1件につき 520円
第7条第1項の指定をするとき	1件につき 10,000円
第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)	1 件につき 500円
をするとき	
第7条第2項の工事の検査をするとき	1件につき 500円

別表第3

メーター使用料

口径	1ヵ月1個の使用料	口径	1ヵ月1個の使用料
13ミリメートル	450円	40ミリメートル	950円
20ミリメートル	520円	50ミリメートル	3,790円
25ミリメートル	550円	75ミリメートル	4, 160円

メーター使用料について

○ 8年ごとの水道メーター交換

計量法施行令(計量法)により、水道メーターは8年ごとに交換しなければならないとされております。

○ 水道メーターを含む「給水装置」に係る費用負担について

水道法第14条の規定により、水道事業者が給水装置の費用負担区分を含む給水規定を定めることとなっております。

- 〇 岩内町水道事業給水条例 では
 - ・ 水道メーターを含む「給水装置」に要する費用は、原則として<u>当該給水装置を新</u>設、改造、修繕及び撤去する需用者(使用者)が負担することとしております。
 - 水道メーターの設置については、
 - ① 原則として、町が設置して、水道の使用者に貸与する
 - ⇒ 町が設置した水道メーターについては、メーター使用料を使用者から徴収
 - ② 管理者が認めたときは、水道使用者等に設置させることができる
 - ⇒ 受託工事として町が一括で工事発注し、メーター取替工事に係る費用を 受託工事収益として水道の使用者から徴収
 - ※ 岩内町では、月々の費用負担を少なくできることから、使用者の都合等により選択できるように、水道料金とは別にメーター使用料を設定してきました。

岩内町水道事業給水条例

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。 ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、町が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の 所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、管理者が特別の 理由があると認めたときは、水道使用者等に設置させることができる。

(メーター使用料)

第29条 町が設置したメーターの使用料(以下「使用料」という。)は、別表第3のとおりとし、水道の使用者から徴収する。

〇 他市町村との比較

メーター使用料は水道料金とまとめて(水道料金に含めて)徴収することもできるため、多くの市町村では水道料金とまとめて(水道料金に含んで)徴収しています。

全道の90水道事業者のうち、水道メーター使用料を徴収 → 14事業者 未徴収(水道料金に含まれる) → 76事業者

水道メーターの取替費用について

令和2年度のメーター取替で例示すると

- A 取替費用は、口径別により**受託工事収入**として一括で徴収する。
- B メーターの貸付を希望する場合は、2ヶ月毎の水道料金とともに メーター使用料を徴収する。

一体型

口径	A 受託工事収入	B メーター使用料		
	(1件あたり)	(1件1月あたり)	(8年間使用	した場合)
13mm	43, 100円	450円	× 12ヶ月×8年=	43,200円
20mm	49, 820円	520円	× 12ヶ月×8年=	49,920円
25 mm	52, 700円	550円	× 12ヶ月×8年=	52,800円
30mm	_			_
40mm	91, 100円	950円	× 12ヶ月×8年=	91,200円
50mm	344, 520円	3, 790円	× 12ヶ月×8年=	363,840円
75mm	381, 260円	4, 160円	× 12ヶ月×8年=	399, 360円

ワンタッチ着脱式

口径	A 受託工事収入	B メーター使用料	•	
13mm	41, 591円	450円	× 12ヶ月×8年=	43, 200円
20mm	49, 170円	520円	× 12ヶ月×8年=	49,920円
25mm	52, 041円	550円	× 12ヶ月×8年=	52,800円
40mm	91, 000円	950円	× 12ヶ月×8年=	91,200円
50mm	330, 550円	3, 790円	× 12ヶ月×8年=	363,840円
75mm	367, 180円	4, 160円	× 12ヶ月×8年=	399, 360円

集中検針式

口径	A 受託工事収入	В	メーター使用料		
13mm	41, 404円		450円	× 12ヶ月×8年=	43,200円

水道料金算定の具体的な方法について

料金算定方法

公営企業は独立採算を基本として経営されているため、使用者負担の公平を図りながら、 財政の自立性を確保していく必要があります。

このことから、特に近年は事業運営上の必要経費見合い分を水準とする「総括原価方式」 が多くの団体で採用されています。

総括原価方式 …(公社)日本水道協会「水道料金算定要領」に基づく方法。

<u>概 要 : (別紙1のとおり)</u>

料金体系について

(1) 二部料金制の採用(前提)

種 類	説明
一部料金制	定額料金または従量料金のいずれか一つだけで構成されるものを言う。
二部料金制	定額料金(基本料金)と従量料金(超過料金)の組み合わせ 現 行 により成り立つものを言う。

水道料金では、国内のほとんどの事業者が二部料金制を採用しており、当町も同様と なっています。

事業の性質上、給水原価の大部分を占める固定費を安定的に回収するため、基本料 金と使用水量に応じた従量料金とを組み合わせる方法が合理的と言われており、「総括 原価方式」においても二部料金制が基本形とされています。

(2) 料金体系の種類

二部料金制では、一般的に定額料金対応分を「基本料金」、従量料金対応分を「水量 料金」と大別し、さらにその体系上において、基本料金を「用途別」と「口径別」、水 量料金を「単一従量制」、「逓増型従量制」、「逓減型従量制」などに分類し料金が算出 されていきます。

【基本料金の種類】

基本料金は、使用した水の量に関わらず発生し、多くの団体が同時に「基本水量」を設けることで、支払いに応じ使用できる水量の上限を定めています。

区分	説明	特 徴
用 途 別 現 行	家事用や業務用など、 使用者の用途によって 料金を設定する方法。	・負担力のある用途(業務用等)を高く設定することで、生活用水には低廉な料金を設定できる。・負担力の有無が用途のみに左右されるため、設定基準が不明確である。・店舗と住居の併用など、用途形態が多様化する現状において、明確な区分が難しい。
口径別	水道メーターの口径の 大小を基準にして、料金 を設定する方法。	・口径が大きくなるほど、速く大量の水の使用が可能であり、相応の設備投資が伴うことからも、高く料金が設定される仕組みで、分かりやすく公平性が確保できると言われている。・近年は口径別料金体系を採用する水道事業者が増加している。

基本水量

基本料金を設けるにあたり、その支払いによって使用できる水の量を「基本水量」と呼び、水道の普及当初、公衆衛生上における一定以上の生活用水の使用促進を目的に導入されている。

(現行 : 1ヶ月10㎡まで)

【従量料金の種類】

従量料金は、上記の基本料金の支払いで使用できる水量の上限を超えた場合に追加されるため、「超過料金」とも呼ばれており、次の3方式が用いられています。

単一従量料金制 ·・・ 使用水量の多い少ないに関わらず1㎡当たりの料金を同一とする方法。

(特徴) 使用水量の多寡に関わらず負担が公平となる。

現行:家事用

(全国導入率) 33%

逓増型従量料金制 ・・・ 使用水量が多くなるほど1㎡当たりの料金を段階的に高くする方法。

(特徴) 大口使用者が多く負担する反面、小口使用者の負担軽減へと繋がる。節水促進効果も期待される。 資金の確保という意味では不安定となる可能性がある。

(全国導入率) 66.4%

- 逓減型従量料金制 ・・・ 使用水量が多くなるほど1㎡当たりの料金を段階的に安くする方法。

(特徴)大口使用者が優遇される。水需要の増加を促進する。

現行:団体・業務・工業用

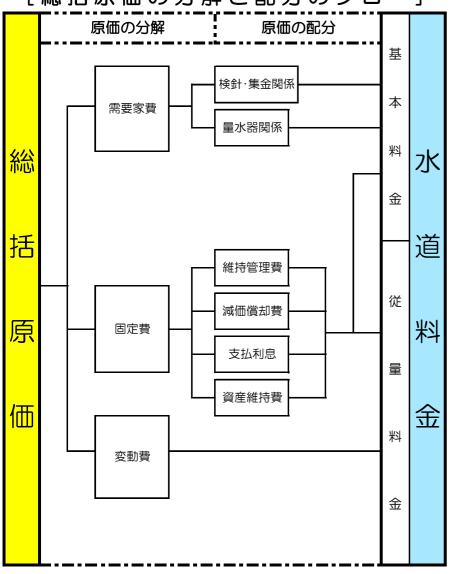
(全国導入率) 0.6%

3方式のいずれかを選定するにあたり、料金算定期間における顧客と資金の状況とを 総合的に勘案し判断していくこととなります。

参 考 : 他団体の料金体系の状況 (別紙2のとおり)

総括原価方式の概要について

[総括原価の分解と配分のフロー]



(1)総括原価方式の基本的な考え方

総括原価方式は、左表のとおり「総括原価 = 水道料金」とする 仕組みであり、水道を供給するために直接必要とされる経費を性質ご と積み上げ「料金総収入額」にしようとする考え方です。

(2)料金総収入額への導き方

日本水道協会「水道料金算定要領」を基本としながら、左表にあるよう、総括原価(経費)を「需要家費」、「固定費」、「変動費」と呼ばれるグループに区分していき、基本料金への充当分、 従量料金への充当分と、それぞれ配分することにより算出されます。

(3)料金算定期間

総括原価方式による料金算定期間は、おおむね将来の3年から5年 を基準としています。

これは、決算や財政計画に基づく原価を基礎とする関係上、事業の 経営状況と社会経済の情勢が常に変動することを踏まえ、料金の安定 性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性を担保するために設けられております。

総括原価方式の特徴について

- ○法令、通達に沿っており、算定根拠の説明がしやすいこと。
- 〇使用者に対する過大な料金負担の防止ができること。
- 〇保有する資金の状態によっては、「改定率」や「財政健全化法」との 関係上、単純に用いることができない場合があること。

他市町村の料金体系

(後志管内4市町、給水人口 1万人~2万人)

浴場用、臨時用、船舶用、道路散水用は除いて掲載

			メーター	2部料金制		本水量制		金別料金制		圣別料金制 		逓 増 料金制	1
141	_				W.F.C	さは口径(mm)、赤字は基本水量(m³)		は口径別料金制も併用		は用途別料金制も併用 		料金〕	(H31.4.1)
後		岩内町	0	0	0	家事10、業務10、団体10、工業 5 0	0	家事、業務、団体、工業	-		▼業務、団体、工業		10,928
志		小樽市	_	0	0	全て 10	0	家事、業務	0	(業務)13、20、25、 200以上	_	Δ	115,493
管		倶知安町	_	0	0	家事 6 、業務 10	0	家事、業務、浴場	_		▼業務のみ	_	15,199
内	4	余市町	_	0	0	一般(13 7 、20 20)、工業(20 50 、25 200)	0	一般、工業	0	(一般) 13、20以上(工業)~20、25以上	_	_	18,303
	5	芦別市	_	0	0	家事5と8、業務15と400と1000	0	家事、業務(三種)	_		_	_	13,060
	6	士別市	_	0	0	家事5、家事以外15	\circ	家事、家事以外	_		_	_	15,253
	7	砂川市(中空知)	_	\circ	0	家事 7 、業務 15 、福祉 5	0	家事、業務、福祉	_		_	△業務のみ	16,926
	8	深川市	0	0	0	家事 8 、営業 15 、団体 15 、工業 50	0	家事、営業、団体、工業	_		_	_	19,694
	9	富良野市	_	0	0	家事 8 、営業 16 、団体 16	0	家事、営業、団体	_		_	_	15,638
	10	当別町	_	0	_		0	家事、業務	0	(業務)~30、40、50以上	_	_	15,893
類	11	森町	_	0	0	13 10 、20 10 、25 50 、····· 75 800	_		•	13、20、25、 75	_	_	10,859
	12	八雲町	_	0	0	一般(13 6 、20 15 、 50以上 50)、農·工業 100	0	一般、農·工業	0	(一般) 13、20、25、 50以上	_	_	12,897
似	13	長沼町(長幌)	_	0	0	13 8 、20 8 、25 8 、······ 100 50	0	家事、家事以外	0	(家事以外)13、20、25、 100	_	Δ	10,370
	14	栗山町	_	0	_		_		•	13、20、25、 75	_	_	11,634
	15	美幌町	_	0	0	家庭8、業務8	0	家庭、業務	0	(業務)13、20、25、 150	_	_	18,386
団	16	遠軽町	_	0	0	一般8、事業8	0	一般、事業	_		_	_	18,374
	17	白老町	_	0	0	13 5 と 8 、20以上もあり	_		•	13、20、25、 75	_	Δ	16,543
体	18	日高町 (門別)	_	0	0	家事 8 、家事用外 10 、営農(~25 30、 30~ 100)	0	家事、家事用外、営農	0	(全て) 13、20、25、 75	▼営農のみ	_	10,220
	19	日高町(日高)	_	0	0	一般 8 、営業 15 、団体 15 、工業 50	0	一般、営業、団体、工業	_		_	△団体のみ	10,220
	20	浦河町	_	0	_		0	一般、事業	0	(事業) 13、20、25、 100	_	Δ	10,073
	21	新ひだか町	_	0	0	家事10、営業20、団体10	0	家事、営業、団体	_		_	_	17,607
	22	芽室町	_	0	0	全て 10	_		•	13~25、~40、~100	_	_	15,054
	23	釧路町	_	0	0	家事なし、業務8、農業20	0		0	(業務)13、20、25、 200	_	_	16,487
	24	別海町	0	0	0	家庭5、業務10、営農60	0	家庭、業務、営農	_		_	_	14,865
	24		3	24	21		20		13		▼ 3	△ 6	

 う5○11
 う5●4

 う5◎9
 う5◎9

他町村の料金体系(具体例) (1か月:税込み)

別紙3

① 岩内町 【用途別料金】 ※ 従量料金は基本水量を含む水量で表示

用途	口径	基本 水県	基本料金	-	従量料金		
一	Ħ I	本 本小里	圣 个/1亚	11~60m³	61m ² ~		
家事用	1	10m³	1,650 円	220) 円		
業務用	1	10m³	2,200 円	220 円	198 円		
団体用	1	10m³	2,200 円	220 円	198 円		
				51~150m³	151~250m ³	251~350m ³	351m ² ∼
工業用	1	50m³	11,000 円	220 円	198 円	176 円	154 円

- AV	. .
口径	メーター使用料
13mm	450 円
20mm	520 円
25mm	550 円
40mm	950 円
50mm	3,790 円
75mm	4,160 円

②栗山町【口径別料金】

用途	口径	生 木 水 豊	基本料金	従量料金				
一	I I	本 本小里	圣 个/1亚	1㎡につき				
	13mm		413 円					
	20mm		767 円					
	25mm		1,172 円					
_	30mm	_	2,378 円	264 円				
	40mm		5,035 円					
	50mm		19,322 円					
	75mm		59,111 円					

③浦河町 【用途別料金と口径別料金を併用】

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金				
				~ 10m³	11~20m ³	21~40m³	41~100m³	101㎡∼
一般家庭用	13~25mm	_	1,177 円	110円	176 円	231 円	275	· 円
事業用	13mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm	_	3,454 円 3,564 円 3,674 円 9,625 円 14,388 円 36,256 円 61,182 円	198	3 円	264 円	341 円	396 円

④日高町(門別) 【用途別料金と口径別料金を併用】

用途	口径	甘木水旱	基本料金	従量料金	
用述	担	本 本小里	本个 个	9㎡∼	
	13mm		2,200 円		
	20mm		2,265 円		
家事用	25mm 8 m ³		2,276 円	241 円	
			2,398 円		
	40mm		2,496 円		
				11m ² ~	
	13mm		3,124 円		
	20mm		3,190 円		
	25mm		3,520 円		
家事用外	30mm	10m³	4,455 円	241 円	
	40mm		5,368 円		
	50mm		9,328 円		
	75mm		13,288 円		

※このほかに「営農用」の用途もあり